

ろんでん  
論点C-1-1) にかんする参考資料

おかべこうすけ どうじしせん けんりようご てん ちいせいかつしせん きかんかいごろうどう ごう ぼつすい  
岡部耕典「当事者支援・権利擁護の点からみる地域生活支援」：季刊介護労働127号(2010. 6) より抜粋

しえん う じりつ かだい  
「支援を受けた自律」という課題

ちいまい じりつ じりつ せいかつ ひつよう しえん にちじようどうさ にかんする しんたいてき なケアはその一部に過ぎない。地域において自律する主体として生活するためには、障害者権利条約第19条が例示する「在宅サービス」と「居住サービス」だけでなく、同第12条が求める成年後見制度の濫用防止やそのためにも必要な法的能力の行使（意思決定）に対する支援が必要な障害当事者もいることも忘れてはならない。

しんたいかいご どうきでき かつどう ほかん おこな じりつ とうじ しんたいかいご どうじ しえん じりつ の意向を汲み取り一緒に考えるという認知的な活動に対する〈自律〉のための支援がパーソナルアシスタントによって提供される必要がある。つまり、「支援を受けた自立」と同時に「支援を受けた自律」を是とし、「自立支援」と同時に「自律支援」をパーソナルアシスタンスが提供する便宜の内容として確認する必要がある。

じりつしえん じりつしえん べんぎ ないよう  
自立支援と自律支援の便宜の内容 1

類 型	便宜の内容
じりつしえん 自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護（入浴、排泄、食事、着替え、服薬、洗顔、歯磨き、髭剃り、爪切り等）</li> <li>・家事援助（調理、食事準備、後かたづけ、買物、掃除、洗濯、布団干し、ごみ捨、整理整頓等）</li> <li>・移動介護（公共機関、通院、余暇活動、買物、会議への参加等）</li> <li>・行動援助（強度行動障害に対する予防的・制御的・身体介護的対応）</li> <li>＜上記の便宜の内容に加えて下記等を含み、かつそれが統一的に提供されることが必要＞</li> <li>・見守り（上記内容を本人が実行するための声かけ、自傷・他害防止含む）</li> <li>・コミュニケーション支援</li> <li>・金銭利用支援（お金を下ろす手払い、買物の際のお金に関するサポート）</li> <li>・話相手</li> <li>・人間関係の調整</li> <li>・緊急時の対応（体調不良時の病院への付添、事故、近所とのトラブル等）</li> </ul>
じりつしえん 自律支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続の援助</li> <li>・金銭管理の支援（銀行口座の開設、家賃・光熱費の引落、お金の下ろしかたや使い方の相談）</li> <li>・健康管理の支援（病院を選ぶ相談、病院への同行、病気の内容や薬に関する説明、薬の管理等）</li> <li>・1週間、1ヶ月、1年という単位での生活のプラン作りの支援</li> <li>・社会資源のコーディネート（ヘルパーを入れる時間の相談、事業所との調整、日中活動の場を一緒に探すこと等）</li> <li>・就労の支援（求人広告を一緒に見てできそうなことを一緒に探す、面接への同行、ジョブコーチ等）</li> <li>・悩み事や日常生活で困った場合（例えばエアコンの操作がうまくできない等）への電話での対応</li> </ul>

なお、金銭管理／利用支援はきわめて重要な地域生活支援であり、その意味からは地域福祉権利擁護事業と相談支援事業の一体化も検討されてよいだろう。成年後見制度をあくまで「ラスト・リゾート（最後の拠りどころ）」とするための取り組みが——その個別給付化の手前に——求められているのではないだろうか。<sup>2</sup>

---

<sup>1</sup> 岡部耕典(2006)『障害者自立支援法とケアの自律』明石書店,p.118

<sup>2</sup> その実践として、寺本晃久・岡部耕典・末永弘・岩橋誠治(2008)『良い支援?』生活書院、ピープルファースト東久留米『知的障害者が入所施設ではなく地域で生きていくための本』生活書院など。